

平成 21 年第 1 回市会定例会

契約議案に関する入札てんまつ

(市第 142 号議案)

行政運営調整局契約財産部

横浜市の工事請負契約に係る入札方式について

1 入札方式

(1) 一般競争入札

発注する工事ごとに工事内容、入札参加の資格要件等を事前に公告し、広く入札参加者を募集して入札を行う方式です。平成 18 年度から原則として全ての工事を対象としています。

ア 一般競争入札（政府調達協定対象工事）

WTO（世界貿易機関）の「政府調達に関する協定」の対象となる工事（平成 20 年 4 月から平成 22 年 3 月までは 26 億 3 千万円以上が対象）で、当該工事に係る入札参加資格要件を満たしていると事前に確認された者により競争入札を行う方式です。競争入札有資格者名簿に登録されていない者も、登録の申請を随時行うことができ、資格を有していると確認された場合には、入札に参加できます。

イ 一般競争入札（条件付）

政府調達協定対象以外の工事で、「所在地区分」や「工事成績」等の入札参加資格要件を設定し、入札を行った後、原則当該入札において最低額を提示した者に対して入札参加資格の確認を行う方式です。

(2) 指名競争入札

競争入札有資格者名簿に登録されている者の中から、発注する工事ごとに、指名基準を満たしている者を指名し、その者により競争入札を行う方式です。対象は専門性の高い工事などに限定しています。

※ 総合評価落札方式

価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式です。具体的には、入札参加者が提出した技術提案、施工計画及び施工能力等に関する資料に基づき算出した技術評価点を、入札価格で割った数値（評価値）の最も高い値の者を落札者としします。

本市においては、技術提案を求める「標準型」と、技術提案の代わりに簡易な施工計画を求める「簡易型」の 2 種類を実施しています。

2 落札者の決定

入札においては、原則、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とししますが、例外として、最低の価格を提示したものを以外を落札者とする制度があります。

(1) 低入札価格調査制度（政府調達協定対象工事及び総合評価落札方式による工事に適用）

予定価格の 10 分の 8.5 から 10 分の 7 の範囲であらかじめ調査基準価格を設定し、この金額を下回る金額で入札を行ったものについて調査を行い、契約の内容に適合した履行がされないおそれのある場合等には、当該入札者を落札者とししない制度です。

※ **失格基準**：調査基準価格を下回る金額で入札が行われた場合、本市が設計した金額に比べ、入札者が提出した内訳書の金額が、一定の基準（失格基準）に該当する場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれ」があるとして、落札者としません。

(2) 最低制限価格制度（低入札価格調査制度を適用する工事以外の工事に適用）

予定価格の 10 分の 8.5 から 10 分の 7 の範囲であらかじめ最低制限価格を設定し、この金額を下回る金額で入札を行ったものを失格とする制度です。

案 内 図

市第142号議案 動物愛護センター（仮称）新築工事（建築工事）請負契約の締結

